

「情報公開文書」(Web ページ掲載用)

受付番号: 2025-1-058

課題名: 隆起性皮膚線維肉腫における薬物治療成績に関する多機関共同研究

1. 研究の対象

当院にて 2010 年 1 月から 2023 年 12 月までに隆起性皮膚線維肉腫の薬物治療を受けたられた方

2. 研究期間

2025 年 4 月 (研究承認日) ~ 2027 年 12 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日: 2025 年 5 月 15 日頃

提供開始予定日: 2025 年 5 月 15 日頃

4. 研究目的

隆起性皮膚線維肉腫に対する薬物治療効果の実態を明らかにすることです。

5. 研究方法

研究方法: 対象者のカルテ情報を後ろ向きに調査します。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

この研究で使用させていただくデータは、臨床情報として年齢、性別、初診日、発生部位、転移の有無、腫瘍特異的融合遺伝子の有無、既往歴、手術の有無、化学療法の効果、その他の治療の有無等について収集させていただきます。

7. 外部への試料・情報の提供

試料・情報は個人が特定できないよう氏名等を削除し、電子的配信により研究事務局へ提供します。対応表は、当院の研究責任者が保管・管理します。

8. 研究組織

グループ研究代表者: 川井 章

国立がん研究センター中央病院 骨軟部腫瘍・リハビリテーション科

研究代表者: 畠野 宏史

新潟県立がんセンター新潟病院 骨軟部腫瘍・整形外科

研究責任者/事務局: 山岸 哲郎

新潟県立がんセンター新潟病院 骨軟部腫瘍・整形外科

共同研究機関

国立病院機構北海道がんセンター

弘前大学医学部附属病院

東北大学病院
新潟県立がんセンター新潟病院
新潟大学医歯学総合病院
埼玉医科大学国際医療センター
東京大学
がん研有明病院
国立がん研究センター中央病院
栃木県立がんセンター
群馬県立がんセンター
信州大学
名古屋大学
愛知県がんセンター
岡崎市民病院
大阪国際がんセンター
岡山大学病院
九州大学病院

9. 利益相反(企業等との利害関係)について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

担当者の所属・氏名: 東北大学病院腫瘍内科 笠原 佑記

住所: 宮城県仙台市青葉区星陵町 4-1

連絡先: 022-717-8547

当院の研究責任者: 東北大学病院腫瘍内科 笠原 佑記

研究代表者: 新潟県立がんセンター新潟病院 骨軟部腫瘍・整形外科 畠野 宏史

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することが出来ます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合